



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政治的リベラリズムにおける安定性と格差原理のジレンマ
Author(s)	池田, 誠
Citation	哲学, 44, 193-212
Issue Date	2008-02-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35059
Type	departmental bulletin paper
File Information	44_RP193-212.pdf



政治的リベラリズムにおける安定性と格差原理のジレンマ

池田 誠

はじめに

ロールズは適切な正義構想が備えるべき特徴として、それが「正しい理由によって安定していること (stability for the right reasons)」(PL xii) を挙げている。正義構想は社会の基本構造を統制する最上の原理(正義原理)によって形成される。その性格上、それはその下で生きる人々(の大多数)によって常に尊重され遵守される「安定した」ものでなければならぬ。ただしそれは、権力・勢力の均衡状態としての安定(暫定協定 *modus vivendi*)や、一部の人々の価値観にのみとづく正義原理をほかの人々に強制することにより成立する安定であってはならない。正しい理由によって安定した正義構想とは、「それ自身だけで自らへの支持を生み出す」(TJ177, TJ154, 1133)構想、すなわち、理にかなった多元主義の事実の特徴づけられる現代社会において、その下で生きる人々ひとりひとりの中にそれ自体でその正義原理を受け入れる動機を与え育む構想のことである。この正義原理への自発的な動機づけの問題こそが、ロールズいうところの安定性の問題である(本稿第一節)。

ロールズは、「よき市民」「よく秩序づけられた社会」というわれわれの共有する理想をもとに理想的な正義原理(正義の二原理)を構成する(本稿第二節)。だが、実際にその正義原理に服するのは理想的ではない現実のわれわれであ

る。われわれは、妬みや嫉妬、支配欲、身びいき的な愛など、不正義への誘惑にしばしば悩まされる。さらに、われわれは自分にとってきわめて重要なものとしてつねに何らかの包括的教説を信奉しているから、包括的教説が与える「包括的」アイデンティティ・価値観に従って生きたい、そのためには市民という「政治的」アイデンティティを拒み正義原理の要請に背くことも厭わない、という欲求を持つこともあるかもしれない。

ロールズは、正義原理が上記二つのアイデンティティ双方の観点から支持されることを示すことにより、その安定を示そうとする。彼はまず、人々の「市民」としての側面に焦点を当て、市民に共通する道徳心理学・道徳的発達過程に訴える（本稿第三節）。彼によれば、正義の二原理は他の正義原理に比べ最もよく互恵性を表現するので、それは市民のうちに正義原理に従いたいという欲求（正義の感覚）を育み、正義の安定を脅かす妬みなどの自然的傾向性の成長を抑える働きを持つ。同時にロールズは人々の包括的アイデンティティにも焦点を当て、正義の二原理の内容が現代社会で受け入れられている各包括的教説の間で形成される「重なり合うコンセンサス」の焦点になりうることを説明し、その安定性を説明しようとする（本稿第四節）。しかし私には、この重なり合うコンセンサスは、正義の第二原理、とりわけ格差原理までもその射程として含むようには思えない。ロールズの政治的リベラリズムという企ては、何らかの分配原理の正当化と、正しい理由での安定の確保という二つの熱望との間でジレンマに陥っている（本稿第五節）。

1 安定性問題とは何か

ロールズの代表作である『正義論』（1971＝99）は、「正義は社会制度が備えるべき第一の徳であって、これは真であることが思考体系が備えるべき第一の徳であるのと同様である」（TJ3, TJr3, 三）という非常に有名な一文から

始まるが、彼はこの第一節の最後で次のようにも述べている。

「しかし、正義構想についてのある程度の合意だけが、実行可能な人間の共同体の唯一の必須条件ではない。ほかに、「個人間の計画の」調整、効率性、安定性を筆頭とする基礎的な社会的問題がある。…（中略）…社会的協働の枠組は安定していなければならない。それは多かれ少なかれ恒常的に遵守されるものであらねばならず、その基本的ルールは自発的に（willingly）従われるものでなければならない。そして、違反が起こった場合には安定を取り戻す力が働いて、さらなる侵害が食い止められ、取り決めに修復するようなものであるべきである。さて、これら三つの問題が正義の問題と関連しているのは明らかである。」（TJ6, TJr5-6, 五）

彼はここで、正義のみならず、安定性（および協働、効率性）もまた、社会制度およびそれを統制する正義構想が備えるべき徳のひとつであると明確に主張している。

確かに、政治哲学・道徳哲学は何らかの理想を表現すべきであって、単なる腐敗・墮落した現状の肯定に終始すべきではない。しかしその理想も、現実のわれわれにとってあまりにも要求が大きく、われわれがどうあがいてもそれに従う動機を持てないとするれば、結局人々の関係に何の指針を与えることもない無用の長物に過ぎないだろう。ロールズによれば、政治哲学は「現実主義的にユートピア的（realistically utopian）」（JFR4, 13, 八、二二）なものではない。それは、現実のわれわれに到達不可能なユートピア的夢想にも、理想なき現実への迎合にも偏ってはならない。それは、一般的事実を踏まえた上で、「政治的に実行可能なものの限界を徹底的に調査する」ようなものでなければならないのである（JFR4, 八）。ロールズはこの限界を、正義構想自身がそのもとで生きる人々のうちにその構想を自発的に受け入れる動機を育む（TJ177, TJr154, 一三三）という状況、すなわち、正義構想が他者や

公権力からの強制・抑圧によってではなく自発的に受け入れられることによって「安定した状態 (stable)」という状況に見出している。

そこでロールズは、自らの正義構想である正義の二原理（公正としての正義）の擁護を以下の二段階に分けて進める。彼はまず、公正としての正義を理想的な正義原理として描く。彼は、価値観の異なる人々がそれにもかかわらず共有する「よく秩序づけられた社会」や、その理想的なメンバーである「(よき) 市民」という構想に注目し、これらをもとにある種の理想的な状況（原初状態）を設計する。ロールズによれば、そこで全員一致の合意によって選ばれる正義原理こそ、公正としての正義である。この「理想的な市民の全員一致の合意」という事実が、正義原理が備えるべき第一の徳目（正義にかなっていること）を保障する。

次にロールズは、この「理想的な」正義原理が現実の社会で安定することを確認する。彼によれば、安定性問題には二つの問いが含まれている。第一の問いは、「[正義の政治的構想が規定するような] 正義にかなう諸制度の下で成長する人々は、通常はそれで十分な程度の正義の感覚を獲得して、それら諸制度を一般的に遵守するようになるか」(PL141, also see JFR181, 三三八) という問いである。われわれは人間である以上、妬み (envy) や嫉妬 (jealousy)、情愛 (affection)、支配欲といった自然的感情や傾向性に動かされて正義構想の要請に背くことがありうる。正義構想は市民間の協働のあり方を形作るものであるから、もしそのあり方が互恵性を表現するものではなく、むしろ不正な分配を通じ人々の間に容認しがたいほどの格差を生じさせるものであれば、やがて各人の間には上記のような感情が芽生え、市民的友愛の絆は弱まり、協働は先細って行くことだろう。ロールズは、公正としての正義はこうした自然的傾向性を市民の間に育てる見込みが小さく、むしろ彼らの間に常に進んでその原理の要請に従う欲求——「正義の感覚 (a sense of justice)」——を生み育むものであると主張する。

安定性に関する第二の問いは、「民主制の公共的政治的文化を特徴づける一般的事実、とりわけ理にかなった多元

主義の事実には照らして、正義の政治的構想は重なり合うコンセンサスの焦点となりうるか」(ibid.)という問いである。リベラルな民主的社會では、どんな人も自分の世界観や価値観、アイデンティティを与えてくれる何らかの包括的教説(キリスト教などの宗教的教説や、カントの道徳形而上学、功利主義といった形而上学的・哲学的・道徳的教説など)を強く信奉しており、これらをめぐり彼らが一致することはない³⁾。この「理にかなった多元主義の事実(the fact of reasonable pluralism)」(PL 24n, 63etc.)が正義構想の安定を脅かす。なぜなら各人は、包括的教説に基づく包括的なアイデンティティと市民という限定的・政治的なアイデンティティが自らの内部で衝突する場合に、後者を優先して受け入れるア・プリオリな理由を持たないからである。たとえば社会には、美の追求や神の掟に従うことこそが自分にとっての善であり、その追求のためには正義の要請に背くことも辞さないという人も存在するかもしれない(Freeman 2003b: 291f.)。ある人が市民というアイデンティティを統制的なものとして自発的に引き受けるためには、市民という観点からのみならず、自らが奉じる包括的教説の観点からもそれが自分にとってよいこと(善)であると認める必要がある。そこでロールズは、われわれの社会で奉じられている包括的教説の大部分がその教説独自の理由・独自の善の構想にもとづき公正としての正義を支持しうることを、すなわち各包括的教説の間で公正としての正義を焦点とする「重なり合うコンセンサス」が形成されうることを主張する。

安定性に関する上記の二つの問いは、結局のところ「われわれは正義原理に従う自発的な欲求や動機を持ちうるか」という単一の問いへと収斂しうる。安定性問題とは動機づけの問題なのである。この問題を「なぜ私は市民というアイデンティティおよびそれに付随する義務を受け入れる動機を持つのか」という観点から捉えるならば、ロールズはコースガードのいう「規範性の源泉」の問題(Korsgaard 1996)を先取りしていたと捉えることも可能である。また、正義構想の側から捉えるならば、安定性問題とは、市民という理想的人格を準拠として構成された正義構想はそれ自身のみで「よき市民」を生むか、という問題とも記述できよう。

2 理想的な正義原理を構成する

上述の通り、ロールズは公正としての正義を擁護するには「理想的正義原理の構成」と「その安定の確認」という二つの段階を踏む必要があると考えている。そこで、本稿の主題である後者の問題に直接進む前に、前者についてロールズが与える説明を簡潔に見ておくことにする。

ロールズによれば、政治的正義の主題とは、われわれが生きる近代立憲民主制社会の「基本構造」、すなわち社会の主な政治・社会・経済制度全体が織り成す協働のシステムである (PL11, also see TJ7, TJr6, 六、JFR10, 一七 etc.)。正義原理はこの基本構造を統制する最上の原理であり、憲法やその他の各種制度・法はみな、この正義原理に反しない内容を持つ限りで認められる。

先に述べた「理にかなった多元主義の事実」を前提とすれば、われわれは正義構想の基礎を一部の人々のみが持つ特定の包括的教説に求めることはできない。そうした正義構想はその教説を持たない人々への抑圧を必然的に伴うゆえ、正義に反するからである。むしろその基礎は、全員に共通する自由で平等な市民という立場において全員が自発的に合意可能であるようなものに求められねばならない。そこでロールズは、われわれの社会で共有されている「よく秩序づけられた社会」⁽⁴⁾「市民」に関する常識的理解を手がかりに仮説的契約状況（「原初状態」）を設計し、そこから市民間の望ましい関係を統制する正義原理を「構成」しようと試みる（政治的構成主義 political constructivism） (PL ch.3)⁽⁵⁾。

ロールズは「市民」という構想を次のように記述する。彼らは自らを一生涯にわたり互いに十分に協働しあう社会の一員とみなしており、市民間の関係を自由で平等な人々同士の関係とみなす (PL18)。彼らは社会的協働に参加する上で必要な二つの道徳的能力——正義の感覚の能力と善の構想の能力——を持つ (PL19)。前者は社会的協働の公

正な条件を特徴づける公共的な正義の構想を理解・適用し、さらにそしてそれに従い、自発的に行為する能力を、一方後者は自分なりの善の構想を形成・修正・合理的に追求する能力を指す (ibid.)。さらに、この後者の能力に裏づけされる形で、市民は特定の価値観、究極目的、何らかの集団・組織⁶⁾への忠誠・愛着からなる自分なりの善の構想を持ち、これを与えるある特定の包括的教説を信奉している (ibid.)。最後に、市民はこの「市民」というアイデンティティにとつてとりわけ重要な「より高次の関心 (higher-order interests)」とつづ、「上記の二つの道徳的能力を育みたい」「行使したい」「自らの善の構想を実際に可能な限り増進させた」という三つの関心を持つ (PL74)。これらの関心を追いつめる市民たちは、妬みや嫉妬に動かされて不公正な正義構想を提案したり公正な正義構想の要請に背いたりすることもないし、自分の中で正義構想の指針と善の構想 (あるいは、包括的教説) の指針との間の衝突が起こる際に後者を選択することもない。

ロールズによれば、上記の理想的な市民構想や理想的なよく秩序づけられた社会にもとづき設計された原初状態を介して、これらの構想を共有するわれわれにとつて理想的な正義原理として彼の正義の二原理 (公正としての正義) が導き出される。

正義の二原理 (PL5f, also see JFR 42-3, 七五)

I 「基本的自由の優位性」各人は、平等な基本的諸自由・諸権利からなる十分に適切な枠組に対する同程度の請求権を持っている。この枠組は、全員が持つ同一の枠組と両立していなければならない。

II 社会的・経済的不平等は次の両方の条件を充たす限りで許容される。

- a) 「機会の公正な平等」機会の公正な平等の条件下で全員に開かれている地位・職務に付与されること。
- b) 「格差原理」最も恵まれない人々の最大の利益になること。

このようにして、公正としての正義の擁護の第一段階、すなわち、理想的な正義構想としての擁護がなされる。

3 道徳心理学にもとづく安定性——公正としての正義は互恵性をよりよく表現し、各市民の中に正義の感覚を育てる

さて、本稿の主題である、公正としての正義の擁護の第二段階——その安定性の確認——へ進みたい。擁護の第一段階では、われわれが共有する理想的なよき「市民」という構想に依拠して、理想的な正義構想としての公正としての正義を擁護した。しかし第一節で述べたとおり、現実のわれわれははじめからこうした理想的な市民であるわけではない。われわれはしばしば妬みや嫉妬、身びいき的な愛、支配欲などにそのかされて、正義の感覚をないがしろにする。また、人々がそれぞれ何らかの包括的教説を真剣に信じていることを踏まえれば、人々が正義構想（およびその要請）をそれらを統制するものとして受け入れることは保証されていない。そこで、われわれが公正としての正義に自発的に従う動機を持つこと、あるいは、自分の奉じる包括的教説の観点からいっても公正としての正義に従うことはよいことだとして「市民」というアイデンティティをすすんで引き受ける動機を持つことが確認されねばならない。

『正義論』ではもっぱら、正義構想の安定を脅かす障害のうち、妬みなどの自然的傾向性に焦点が当てられる。第八章「正義の感覚」では、われわれが持つ自然な感情である互恵的性向 (TJ494, TJr433, 三八六・他者に対して、彼らがわれわれに向けるのと同じものを返したいという性向) に依拠し、他者との交流の中でわれわれが道徳という観念を学び、正義の感覚を獲得する過程が示される。ロールズによれば、人間の道徳的成長には一般的に三つの段階があり（「権威の道徳 (the morality of authority)」 「連合体の道徳 (of association)」 「原理の道徳 (of principle)」）

それぞれの段階に対応する以下のような三つの心理法則がある（TJ462-79, TJ405-19, 三六三―七五）。

1) 家族制度が正義にかなっており、両親が子を愛し子の善を配慮することその愛を明白に示すならば、子は両親が自らに示す明らかな愛を認識し、彼らを愛すようになる

2) 第一法則にしたがい愛着を獲得することで仲間意識の能力が実現され、さらに社会的取り決めが正義にかなっておりかつ全員に公にそのことが知られているならば、人は連合体の他の人々に対して、彼らが明白な意図を持って自らの義務・責務を守り、自分の立場の理念に従って生きるにつれ、友愛の情と信頼の絆を育てる

3) 上記二法則に従い愛着を形成することで仲間意識が実現され、その社会の制度が正義にかなっておりかつ全員に公にそのことが知られているならば、人は、自分と自分が気にかける人々がこれら取り決めの受益者であると認めるにつれ、それに対応する正義の感覚を獲得する

子ども時代、人々の道德の基準は自らに愛を向けてくれる絶対的な權威たる両親そのものにあるが、様々な命令・指針に対する批判分析能力を培うにつれ、その基準は家族というヒエラルキー構造を持つ組織（連合体）での「よき子ども」という理念に取って代わる。さらに人々は様々な組織（学校、国など）に属し、そこから得られる利益から、組織に愛着・連帯感を抱き、与えられた役割を全うしようとする自発的な傾向を持つようになる。やがて彼らは、ひとりひとりが市民として平等で対称的な地位を持つ社会に参入する。彼らはみな、平等な市民として共通の原理の受益者である。そこで彼らは、利益を与えてくれる社会そのものではなく、社会を統制する正義にかなった原理そのものに忠誠心を抱くようになる。この段階に至りはじめて、人々は正義にかなった原理の要請に進んで従いたいという欲求、すなわち正義の感覚を持つに至る。このようにロールズは、正義の感覚の基礎を「連合体の道德」が依拠す

る友情や仲間意識がさらに成長して生まれる平等な市民間の絆に求めている。

ロールズによれば、最も恵まれない人々をも含めた全員の利益を常に志向する格差原理を持つ正義の二原理は、一部の利益のために別の一部を犠牲にすることも厭わない各種功利主義原理と比べ、互恵性をよりよく表現し、結果として妬みなどの自然的傾向性の育つ素地がより小さく、一方正義の感覚をよりよく育むのだという。⁽⁷⁾正義の二原理のもとで協働する人々はやがて自分の善の構想の中に正義に従うこと（正義の感覚を発揮すること）を取り入れ、善に対して正義を統制的な優位に置くようになる。ここにおいて、妬みに対する公正としての正義の安定が示されるとともに、各人の中で正義原理の要請と善の構想の指針は一致（congruence）へと近づいていく。⁽⁸⁾

4 包括的教説からの支持による安定性——重なり合うコンセンサス

しかし、人々の善の構想の大部分は本人が奉じる包括的教説によって形作られているのだから、結局、様々な包括的教説が与える観点からも公正としての正義が支持されうることが示されない限り、完全な congruence が示されたことにはならない。よって、前節の説明だけではまだ公正としての正義の安定性の説明としては不十分であろう。

『正義論』のロールズは、「カントの自律概念」(TJ:572ff, TJ:501ff, 四四五以下)を持ち出して、人々はそもそも自由かつ平等な理性的存在者という自らの本性に従って行為すること（すなわち、よき「市民」としてふるまうこと）に対して最大の関心を抱いていると主張していた。この関心を充たすための最善の手段はほかでもない公正としての正義に従うことなのだから、この主張が正しいとすれば、それは人々の中に完全な congruence を保証し、公正としての正義の安定も十分に示されることだろう。だがこの主張は、現代社会の「理にかなった多元主義の事実」を無視した特定の包括的教説の押し付けにほかならない（カントに依拠しているというよりもむしろ、各人にとっての包括

的教説の重要性を無視し、市民としての生を何よりも重視すべきだと説くという意味で)。これは、政治的リベリズムを説くロールズにとって受容不可能な帰結であろう (Barry 1995を参照)。

そこで、『政治的リベリズム』以降のロールズは、われわれの社会に存在する理にかなった包括的教説の大部分がそれぞれの教説特有の理由から公正としての正義を実際に支持し、それらが後者を焦点とした「重なり合うコンセンサス」(PL 141)を形成しうることを示そうとする。このことが首尾よく示されるならば、現実のすべての人々が公正としての正義を自発的に支持する動機を持つことは明らかであるから、公正としての正義それ自体の十分な安定も示されることになる。

大まかに言って、理にかなった包括的教説とは理にかなった人が奉じる教説のことである (PL 59)。彼らは価値観の多様性を喜んで受け入れるから (註3参照)、いくら体系的であっても他者に不寛容な教説を認めようとはしない。また、理にかなった包括的教説は三つの特徴を持つとされる (PL 59)。まず、それは理論理性の行使であって、程度の差はあれ体系的な仕方で人生の主な宗教的・哲学的・道德的側面を構成する。次に、それは同時に実践理性の行使でもあり、特に重要な価値を選び出し、衝突の際に各価値の間に優先順位を与えることができる。最後に、理にかなった包括的教説は決して不変のものではないが、思想・教説上の歴史に属するようなものである。したがって、政治的リベリズムでは多くの馴染み深い伝統的な教説が理にかなっているとみなされている。なお、教説が理にかなっているための条件にはその教説の具体的な中身——極端に言えば、公正としての正義を認めるか否か——は含まれない。

ロールズは、われわれが生きる社会に存在する、上述のテストをクリアするような「理にかなった包括的教説」のリストを挙げ、それをもとに重なり合うコンセンサスのモデルケースを示す。このリストの内容には『政治的リベリズム』中で揺れがあり、三つの候補を示したリスト (リストA: PL 145f. see also JFR 191) と四つの候補を示

したリスト(リストB: PL 169f.)が混在している。バリーはロールズの記述を整理し、計五つの教説を重ねる合うコンセンサスの候補として示した(リストC: Barry 1995: 906)。

リストA (PL145f.)		リストB (PL169f.)		リストC (Barry 1995: 906)	
A 1	寛容の原理と基本的自由を支持する内容をもつ宗教	B 1	寛容の原理と基本的自由を支持する内容をもつ宗教	C 1	寛容の原理と基本的自由を支持する内容をもつ宗教
A 2	カント・ミルの包括的なリベラリズム	B 2	カントの包括的リベラリズム (候補なし)	C 2	カントの包括的リベラリズム
	(候補なし)	B 3	ベンサムやシジウィツクの功利主義	C 3	ミルの功利主義リベラリズム
A 3	多元主義的見解	B 4	多元主義的見解	C 4	ベンサムやシジウィツクの功利主義
				C 5	多元主義的見解

このうち「多元主義的見解」とは「部分的に包括的な教説」のことであり、それは正義の政治的構想によって定式化される価値とそれ以外の非政治的な価値の双方を持つが、民主制を可能にする適度に好都合な条件下ではそれらが衝突した際には常に政治的価値を優先するものとされる(PL 145f, also see PL 170, JFR 191, 三三六)。また、はじめに「理にかなった」教説の条件として他者への寛容を認めることを含めた以上、他の四つの理にかなった包括的教説も基本的自由・権利の平等とその優位性(すなわち、正義の二原理の第一原理)を認めることははじめから保証されている。

5 正義原理全体の安定性と分配原理の正当化のジレンマ

しかし、そもそのロールズの企ては、正義の二原理全体の安定性を説明することにあつたはずである。すなわち、第二原理（とりわけ格差原理）も同様にコンセンサスの焦点になることが示されなければ、政治的リベリズムというロールズの企ては成功したことにならないのである。果たして、格差原理は理にかなった包括的教説の支持を得られるだろうか？ あるいはそもそも、何らかの分配原理に対して各包括的教説同士が合意を形成することなど可能なのか？

ロールズはこの点に関して及び腰である。彼によれば、基本的権利・自由の平等な保障という第一原理の狙いと比べ、第二原理のような「社会的・経済的不平等を対象とする原理の狙いが実現されているかを確認するのははるかに困難である。これらの問題はほとんどづねに理にかなった見解の間の大きな相違に開かれている：（中略）：この相違は、何が正しい原理かをめぐる相違ではなく、単純に、その原理が実現されているかを理解する際の困難から生じる相違にすぎない」（PL 229）。ロールズは、第二原理を焦点とする重なり合うコンセンサスについては、第一原理の場合ほど容易に得られるとは考えていないように思われる。この点について私はロールズに同意する。しかし私は、ロールズとは異なり、やはり第二原理をめぐる見解の相違は「何が正しい原理か」をめぐる相違にその源泉を持つのだと思う。これは単に、ロールズと功利主義者の間に見られる「平均効用最大化原理か、格差原理か」という見解の相違を言おうとしているのではない。⁹⁾むしろここで関係するのは、その見解の相違の奥に潜むもの、すなわち各教説が持つ善の「包括的な」構想の違いである。

すでに述べたように、ロールズは正義の政治的構想をどんな包括的教説からも独立した構想として描いている。したがってそれは、ある特定の教説が持つような善の「包括的な」構想ではなく、いわば善の「政治的な」構想——市

民が共通して欲する「基本財」⁽¹⁰⁾や、彼らが実現を欲する政治的諸価値⁽¹¹⁾——に依拠している。だからわれわれは、目下の問題である「ある包括的教説は格差原理を支持するか」という問題を問う前に、そもそもそれら教説がロールズの政治的な善の構想を（直接ないし間接に）支持するかどうかを確かめる必要がある。前節で述べたとおり、ロールズは基本的権利・自由の平等を謳う第一原理については重なり合うコンセンサスが達成されると考えている。したがって、基本財のうち全員に平等に保障されるべきとされている各種基本的自由・権利（a）（b）については、どの包括的教説も分配されるべき財として認めていると考えるのが妥当であろう。問題はほかの基本財、すなわち「（c）責任ある地位・職務に付随する権力や特権」「（d）所得と富」「（e）自尊の社会的基礎」をそれら教説が（直接的に、あるいはその教説自体の善の構想を支持する間接的手段として）支持するかどうかである。

さて、こうして問題の本質を捉えたうえで、目下の問題に立ち戻りたい。ロールズが重なり合うコンセンサスの候補として挙げた各包括的教説が格差原理を支持するか否かについて、バリー（Barry 1995）はきわめて悲観的な展望を提示している。彼によれば、上に挙げられた理にかなった包括的教説のいずれについても、格差原理を認めない解釈が可能である。まず、カントの定言命法自体はある特定の分配原理を支持するような内容を含むようには思われない。「他者を手段としてのみ用いてはならない」という規範は、社会に再分配の禁止を命じるかもしれない。また、ベンサム・シジウィツクの総効用功利主義は、最も恵まれない人々の利益を最重要視しそのためには総効用の最大化を犠牲にせよ、と命ずる格差原理を支持するとは考えがたい（Cf. Barry 1995: 907）。ただし、われわれの能力はこうした功利主義が想定するような「公平な観察者」の能力には遠く及ばず、われわれが社会制度や政策を判断する際に利用可能な情報も限られている。この事実を鑑みれば、功利主義的教説が格差原理を含む正義の二原理を効用最大化のための適切な正義構想だと認める可能性は残されている（PL 171）。実際ロールズは、自律や個性を重視するミルの功利主義的リベリズムは結果として公正としての正義にかなり似通った正義原理を支持するだろうと考えてい

る (LPP 297)。しかし私にはこの主張は希望的観測を超えないように思われる。もしかするとミルは、『正義論』でこうしたものの混合構想 (mixed conception: TJ 315ff. TJr 277ff. 一四一以下)、すなわち、正義の第二原理を社会的ミニマムの保障を備えた平均効用最大化原理に置き換えた正義構想を支持するかもしれない。

最後に、理になつた宗教的教説についてはどうだろうか。前節で述べたように、ロールズは包括的教説が「理になつてゐる」かどうかの基準を具体的な教説内容に求めてはいない。したがつて、具体的な内容が知られている哲学的・道徳的教説に比べ、理になうとされる宗教的教説が持つであろう善の構想は (基本的権利・自由を認めるといふ点を除けば) かなり不透明である。とはいえ、いくら禁欲的生活を是とするのであれ、社会的協働の重要性を認めない教説はないであろうから、それらが基本財や政治的な諸価値を支持する見込みは高いように思われる。ただし、信仰の自由を認めることと財を異教徒に平等に分配しないことは矛盾しないから、依然として宗教教説が格差原理を支持するかどうかは不明のままである。

このように、ロールズは格差原理を含む何らかの分配原理を焦点とする重なり合うコンセンサスの実現可能性を示す際に、各包括的教説の内容そのものに頼ることはできない。ただし、別の箇所でロールズは、現実に見られる包括的教説の大半は先のリストの「多元主義的見解」のような部分的に包括的な形態をとつていと述べつゝる (PL 159, JFR 193, 三三九)。これを受け入れるならば、人々が実際に正義の二原理のもとで生きていくうちに、それが表現する互恵性に魅せられて、市民という政治的アイデンティティの重要性を認識し、格差原理をも含めた正義の二原理を自発的に受け入れるようになるだろうということは考えられる。彼らは、包括的教説が与える指針と正義の二原理の要請が衝突する際に、前者のほうを修正する動機を持つかもしれない。実際ロールズはこのように、道徳心理学に基づく第一の安定性論証を重なり合うコンセンサスによる第二の安定性論証を支えるものとして捉えているが (PL 158 ff, JFR 192ff, 三三八以下)、包括的教説の各人にとつての重要性に鑑みると、これはロールズの希望的観測を述べ

たものとしては評価できるにせよ、完全な congruence や公正としての正義の安定性を十分に論証するものとしては評価しがたいように思われる。

おわりに

ここから、ロールズの政治的リベラリズムという企てに内在するひとつのジレンマ——何らかの分配原理の正当化と、正しい理由での安定の確保という二つの熱望との間のジレンマ——が明らかにになる。社会正義の原理は基本的自由・権利の平等のみならず何らかの分配原理をも含まねばならないと考えるならば、そうした正義原理が理になつた多元主義の事実に特徴づけられるわれわれの社会で自発的に支持されることを十分に示すことはできない。他方、われわれの社会的協働を統制する原理は何よりも正しい理由による安定が示されるものでなければならぬと考えるならば、ロールズが擁護できるのは基本的権利・自由の平等およびその優位性のみにとどまり、公正としての正義のもつとも特徴的な部分である格差原理を守ることは不可能である。ロールズの「政治哲学は現実主義的にユートピア的でなければならない」という信念と、この信念にもとづき正義構想の安定性を問い続けた姿勢は評価できるものの、結局彼はその問題を解決するだけの議論を提案するには至らなかった。

(1) 厳密には、原初状態において正義原理を選択する立場にあるのは、原初状態を設計する際に準拠とした市民的徳にあふれる「市民」自身ではなく、無知のヴェールによって自らに有意な情報を奪われる結果、合理的な行為指針が市民のそれと同一のものになつてゐる「当事者 (parties)」である。

(2) 妬みとは「たとえ他者がわれわれより幸運であること」「それ自体」はわれわれの利益を損なわないとしても、彼らのより大きな

善に対して敵意を持つて眺める性向」のことである (TJ 532, TJr 466, 四一六)。妬みを抱く人々は自分自身何かを得ることよりもより恵まれた他者の利益を奪うことを優先し、他方妬まれる人々はそうした敵意ある行為から自分の利益を守ることに汲々とする(嫉妬 jealousy)。それゆえ、妬みは全体的にみて全員の利益を低下させる不合理な感情といえる。

(3) 理にかなった人々はこの不一致を、唯一の真なる道徳的価値体系を発見できないわれわれの知識の不足や理性能力の限界の表れだとして否定的に捉えるのではなく、むしろ民主的社會の自由で平等な制度が人々に自由な理性能力の發揮を許した証拠だとして肯定的に捉える。それゆえ、理にかなった人々は他者が真摯に信じている価値体系・包括的教説に対し、それが異教者に対し不寛容を示すものでないかぎりで一定の寛容を示す (PL 54-59, JFR 35-6, 六一一)。

(4) よく秩序づけられた社會の特徴 (PL 35 and JFR8, 一五: Cf. TJ 453, TJr 398, 三三七)

1) 市民が同一の正義原理を受け入れており、さらにその事実が全員に知られている

2) 社會の基本構造が正義原理を実際に充たしており、さらにその事実が全市民に十分な根拠にもとづき信じられている

3) 全市民が十分な正義の感覚(市民の特徴を参照)を有する

(5) これは、ロールズが「道徳的構成主義」と呼んだ倫理學上の方法論の一応用である。彼はこの方法論がカントの道徳哲學に見出されるとして、かつては政治的構成主義を「カント的構成主義 kantian constructivism」と呼んでいた (KCMIT)。

(6) これは、人間全体や理性的存在者全員を含むものであってもかまわない。

(7) この説明については Arrow 1973, Hare 1975, Harsanyi 1975 など功利主義者から多くの異論が提起されている。また、McClennen 1990 も参照。

(8) ロールズはこの congruence の論拠として、さらにいわれる「アリストテレスの原理」(TJ 426, TJr 372, 三三二)(「人は、複雑で多彩な能力を發揮する活動により大きな喜びを覚える」)を挙げている。ロールズによれば、正義構想の要請に従うことは十分に複雑な活動であるから、人はこの活動を自発的に人生の一部として組み入れるようになるとされる。「アリストテレス」という名が冠されているものの、この原理については、ロールズの言う通り (PL 203n) やまやまな理論が肯定する人間に共通する一般的事実とみなしてかまわないように思われる。

(9) たとえば Arrow 1973, Hare 1975, Harsanyi 1975, Nagel 1975 を参照。

(10) 基本財のリスト (PL 181, JFR 58, 101)

a) 思想の自由、良心の自由などの基本的諸権利・諸自由

b) 移転の自由と職業選択の自由

c) 責任ある職務・地位に付随する権力や特権

d) 所得と富

e) 自尊の社会的基礎

(11) たとえば、平等な政治的・市民的自由の価値、経済的互恵性の価値、市民間の相互尊重の社会的基礎などが挙げられる (PL 139)。

引用・参考文献

ロールズの著作は略号で示す。公表順に *A Theory of Justice* [TJ], “Kantian Constructivism in Moral Theory” [KCMT], *Political Liberalism* [PL], *A Theory of Justice: Revised Edition* [TJR], *Justice as Fairness: A Restatement* [JFR], *Lectures on the History of Political Philosophy* [LPP]。原著の引用ページをアラビア数字で、邦訳書の引用ページを漢数字でそれぞれ示した。なお、引用文については、邦訳のあるものについてはそれを参照しつつ池田が訳出した。訳文中の「」内は池田が補ったものである。

【英語文献】

- Arrow, Kenneth, 1973, “Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls’s Theory of Justice,” *The Journal of Philosophy*, 70 (9), pp.245-263
- Audard, Catherine, 2007, *John Rawls (Philosophy Now)*, Ithaca, McGill-Queens University Press
- Barry, Brian, 1995, “John Rawls and the Search for Stability,” *Ethics* 105 (4), pp.874-915
- Daniels, Norman, ed., 1975, *Reading Rawls*, Stanford: CA, Stanford University Press

- Freeman, Samuel, 2003a, "Introduction : John Rawls-An Overview," in Freeman ed., *The Cambridge Companion to Rawls*, 2003, pp.1-61
- , 2003b, "Congruence and the Good of Justice," in *The Cambridge Companion to Rawls*, pp.277-315
- Freeman, Samuel, ed., 2003, *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge University Press
- Hare, R. M., 1975, "Rawls' Theory of Justice," in Daniels ed., *Reading Rawls*, pp.230-52
- Harsanyi, John C., 1975, "Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality? A Critique of John Rawls's Theory," *The American Political Science Review* 69 (2), pp.594-606
- Korsgaard, Christine, M., 1996, *The Sources of Normativity*, Cambridge University Press (寺田俊郎はか訳『義務とアイデンティティの源』 勁草書房 2005)
- Kukathas, Chandran, and Philip Pettit, 1990, *Rawls : A Theory of Justice and Its Critics*, Stanford : Stanford University Press (山田八十子・島津格訳『ローレンス : 『正義論』とその批判者たち』 勁草書房 1996)
- McClellenn, Edward F., 1989, "Justice and the Problem of Stability," *Philosophy and Public Affairs* 18 (1), pp.3-30
- Nagel, Thomas, 1975, "Rawls on Justice," in Daniels ed., *Reading Rawls*, pp.1-16, originally published in *Philosophical Review*, 82 (2), 1973, pp.220-34
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, MA : Harvard University Press, 1971 (矢島鈞次監訳『正義論』 紀伊国屋書店 1979)
- , 1980, "Kantian Constructivism in Moral Theory," *Journal of Philosophy* 77, pp.515-72, reprinted in Rawls 1999b, pp.303-59
- , 1996, *Political Liberalism*, revised paperback edition, New York : Columbia University Press
- , 1999a, *A Theory of Justice : revised edition*, Cambridge, MA : Harvard University Press
- , 1999b, *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, MA : Harvard University Press
- , 2001, *Justice as Fairness : A Restatement*, edited by Erin Kelly, Cambridge, MA : Harvard University Press (田中成明ほか訳)

『公正としての正義 再説』岩波書店、2004)

-, 2007, *Lectures on the History of Political Philosophy*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, MA: Harvard University Press

〔邦語文献〕

伊藤恭彦、2002、『多元的世界の政治哲学——ジョン・ロールズと政治哲学の現代的復権』、有斐閣。

川本隆史、1997＝2005、『ロールズ——正義の原理』、講談社。

谷澤正嗣、2000、『ジョン・ロールズ『政治的リベラリズム』をめぐる批判——安定性の追求とそのコスト』、早稲田政治経済学雑誌(341), pp.367-402

渡辺幹雄、1998＝2000、『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察（増補新装版）』、春秋社。

—, 2001, 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』、春秋社。